

平成 27 年 4 月 14 日

各 位

上場会社 古野電気株式会社

代表者 代表取締役社長 古野 幸男

(コード番号 6814 東証第一部)

問合せ先 常務取締役経営企画部長 井澤 亮三

(TEL: 0798-63-1017)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年4月14日開催の取締役会において、平成27年5月28開催予定の当社第64回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が変更となりますので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう当社定款第29条および第39条の規定を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は 変更部分)

現行定款

第4章 取締役および取締役会 (社外取締役との責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(社外監査役との責任限定契約)

第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

変更案

第4章 取締役および取締役会 (取締役との責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会 (監査役との責任限定契約)

第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会 平成 27 年 5 月 28 日 定款変更の効力発生日 平成 27 年 5 月 28 日